

平成27年(健)第801号  
平成27年(健)第811号

平成28年5月30日裁決

## 正文

後記「理由」欄第2の2記載の原処分のうち、平成○年○月○日から同月○日までの期間のうち5日間及び平成○年○月○日から同月○日までの期間のうち2日間の柔道整復の施術について、療養費を支給しないとされた2つの処分(処分A及び処分B)をいずれも取り消す。

その余の再審査請求を棄却する。

## 理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の各再審査請求の趣旨は、健康保険法(以下「法」という。)による療養費(以下、単に「療養費」という。)の支給を求めるということである。

### 第2 再審査請求の経過

1 請求人は、平成○年○月○日から同月○日までの期間のうち5日間(以下「請求期間A」という。)について、平成○年○月○日(受付)、及び平成○年○月○日から同月○日までの期間のうち2日間(以下「請求期間B」という。)について、平成○年○月○日(受付)、左膝関節捻挫(以下「当該傷病1」という。)の療養のため、柔道整復師による施術を受けたとして、○○健康保険組合(以下「保険者」という。)理事長(以下「理事長」という。)に対し、療養費の支給を請求した。

また、平成○年○月○日から同月○日までの期間のうち2日間(以下「請求期間C」という。)について、平成○年○月○日(受付)、左肩関節捻挫(以下「当該傷病2」という。)の療養のため、柔道整復師による施術を受けたとして、理事長に対し、療養費の支給を請求した。

2 理事長は、請求人に対し、平成○年○月○日付で、請求期間Aにおける柔道整

復の施術について、不支給の決定理由を「貴殿は平成○年○月○日にa病院において『左変形性膝関節症』の診断を受け、薬剤の処方も受けておられます。『左膝関節捻挫』の部位は『左変形性膝関節症』に関連するものです。なお、b病院では『左変形性膝関節症』の傷病名は見当たりません。整骨院は本来非外傷性の症状を『捻挫』とされたものであり、健康保険への柔道整復施術療養費としての請求要件を満たされていないため、本請求は不支給とします。」として、療養費を支給しない旨の処分(以下「処分A」という。)をし、請求期間Bにおける柔道整復の施術についても、同日付で、処分Aと同じ理由により、療養費を支給しない旨の処分(以下「処分B」という。)をした。

また、理事長は、請求人に対し、同日付で、請求期間Cにおける柔道整復の施術について、不支給の決定理由を「貴殿は平成○年○月にも『左肩関節』を負傷したとして整骨院で施術を受けておられます。平成○年○月請求の『左肩関節捻挫』は過去の負傷によるものと考えられます。健康保険への柔道整復施術療養費としての請求要件を満たされていないため、本請求は不支給とします。」として、療養費を支給しない旨の処分(以下、「処分C」といい、処分A及び処分Bと併せて「原処分」という。)をした。

3 請求人は、原処分を不服として、標記の社会保険審査官(以下「審査官」という。)に対する各審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

処分A及び処分Bに係る再審査請求事件が平成27年(健)第801号事件であり、当審査会は、これに処分Cに係る再審査請求事件である平成27年(健)第811号を併合して審理することとした。

## 第3 問題点

1 法第63条は、被保険者の疾病又は負傷に関しては、「診察」、「薬剤又は治療材料の支給」、「処置、手術その他の治療」、「居宅における療養上の管理及びその療

養に伴う世話その他の看護」、「病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護」の療養の給付を行うと規定し（第1項）、その療養の給付を受けようとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、「保険医療機関又は保険薬局」、「特定の保険者が管掌する被保険者に対して診療又は調剤を行う病院若しくは診療所又は薬局であって、当該保険者が指定したもの」、「健康保険組合である保険者が開設する病院若しくは診療所又は薬局」のうち、自己の選定するものから受けるものとすると規定している（第3項）。また、保険医療機関において健康保険の診療に従事する医師若しくは歯科医師又は保険薬局において健康保険の調剤に従事する薬剤師は、厚生労働大臣の登録を受けた医師若しくは歯科医師（以下「保険医」と総称する。）又は薬剤師（以下「保険薬剤師」という。）でなければならず（法第64条）、保険医療機関又は保険薬局は、当該保険医療機関において診療に従事する保険医又は当該保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師に、法第72条第1項の厚生労働省令で定めるところにより、診療又は調剤に当たらせるほか、厚生労働省令で定めるところにより、療養の給付を担当しなければならず、保険医療機関において診療に従事する保険医又は保険薬局において調剤に従事する保険薬剤師は、厚生労働省令で定めるところにより、健康保険の診療又は調剤に当たらなければならない（法第70条第1項、第72条第1項）。そして、上記厚生労働省令として、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）及び保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）が定められているところである。法は、以上のように、被保険者の疾病、負傷に関する療養の給付については、療養の給付の担当を保険医療機関、保険医等と定め、保険医療機関及び保険医療養担当規則の定めるところによって療養を担当すべきことを定めた

上で、療養の給付の受給方法を現物給付の方式と定めているのである。しかし、現実の問題として、事情によっては、被保険者が診療費を自弁しなければならない場合があることも否定できないところであり、そのため、法は、このような場合のため、療養の給付に代えて、診療に要した費用を療養費として支給することとし、第87条第1項において、保険者は、療養の給付を行うことが困難であると認めるとき、又は被保険者が保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者から診療、薬剤の支給若しくは手当を受けた場合において、保険者がやむを得ないものと認めるときは、療養の給付に代えて、療養費を支給することができる」と規定している。法が療養の給付及び療養費の支給につき上記のように定めている趣旨は、健康保険においては、現物給付たる療養の給付を原則とするが、保険者が療養の給付を行おうとしても行うことができない場合もあり、そのため、保険者が療養の給付を行うことが困難である場合等で保険者がやむを得ないものと認めるときには、療養を給付することに代えて、現金給付としての療養費支給の方法を認めたものである。

2) そして、柔道整復師の施術に係る療養費についての具体的な取扱いについては、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の実施上の留意事項等について」（平成9年4月17日付保険発第57号、最終改正：平成25年4月24日保医発0424第1号厚生労働省保険局医療課長通知、以下「本件通知」という。）が、発せられており、本件通知は、柔道整復師の施術に係る包括的な取扱い指針とされているものであるところ、本件通知の別紙（注：掲記省略）「柔道整復師の施術に係る算定基準の実施上の留意事項」第1通則5には「療養費の支給対象となる負傷は、急性又は亜急性の外傷性の骨折、脱臼、打撲及び捻挫であり、内科的原因による疾患は含まれないこと」とされている。

3 本件の場合、理事長が、第2の2記載の理由により、請求期間A、請求期間B及び請求期間Cにおける柔道整復の施術について、いずれも療養費を支給しない旨の原処分をしたことに対し、請求人はこれを不服としているのであるから、本件の問題は、関係法令に照らして、原処分が妥当であるかどうかである。

第4 本件の審査資料は以下のとおり（すべて写し）である。

（略）

第5 当審査会の判断

1 本件審査資料によると、以下の事実が認められる。

（略）

2 そこで、上記認定された事実に基づき、原処分が妥当かどうかについて検討し、判断する。

(1) まず、処分A及び処分Bについて検討するに、請求人は、平成○年○月○日に、自宅で、立ち上がって歩こうとした時に捻って負傷し、同日、c整形外科を受診し、その旨をA柔道整復師に伝えたと推察される。A柔道整復師は、請求人の訴えを聞いて初検をした結果、当該傷病1と判断し、請求人の左膝関節捻挫に対する柔道整復術を平成○年○月に5日間、平成○年○月に2日間施術している。

保険者は、請求人が平成○年○月○日にa病院を受診し、左変形性膝関節症と診断され当該傷病1と同一部位に対して治療を受けていることをもって、請求期間A及び請求期間Bの施術を捻挫に対するものではなく、本来、本件通知により柔道整復師の施術として療養費の支給対象とは認められない非外傷性の症状に対するものであると判断している。

請求人は、平成○年○月○日にa病院を受診し、左変形性膝関節症の診断のもとに、左関節内の関節液の穿刺後、抗炎症作用のあるリノロサル注射液と局所麻酔剤のパートラン注PBが関節内に注入されている。このよう

な処置は、左膝関節に非細菌性の慢性炎症（変形性関節症）が生じていたことを意味するものではあるものの、請求人が同月○日に当該傷病1を受傷していないという医学的根拠となるものではない。

捻挫とは、医学的には生理的な可動範囲を超えた動きが加わったために起こる損傷をいうが、膝関節の場合は、伸展・屈曲以外に膝を捻る機能（内旋・外旋）を併せ持つ複雑な関節である。そのため、膝関節は強靱な靱帯により支えられ、関節包により包まれている。関節内には、上記の機能が円滑に行われるための役割をする半月板があり、また、関節包には潤滑液の役目をする関節液を出す滑膜が存在している。

請求人の場合のように、関節穿刺が必要になるほど関節液が溜まる変形性膝関節症がある場合は、関節内の滑膜が肥厚していることが考えられ、立ち上がって歩こうとした場合のような強い外力が加わらない場合であっても、微妙な膝の捻じり具合により、滑膜や半月板を大腿骨と脛骨の関節面で挟み損傷することがある。

したがって、捻挫の受傷機転が明らかでないとして、柔道整復の施術を受ける6日前に同一部位に変形性膝関節症の治療を受けていたことをもって、捻挫ではないと断定することはできない。

保険者の、請求期間A及び請求期間Bにおける施術を捻挫ではなく非外傷性の症状に対するものであるとの判断は推測に基づくものであるといわざるを得ない。

したがって、請求期間A及び請求期間Bの施術について、健康保険への柔道整復施術療養費としての請求要件を満たしていないため、療養費を支給しないとした処分A及び処分Bは妥当でない。

(2) 次に、処分Cについて検討するに、請求人は、平成○年○月○日に自宅で、

清掃中負傷したとして、翌日、c 整骨院を受診し、その旨をA 柔道整復師に伝えたと推察される。A 柔道整復師は、請求人の訴えを聞き、初検の結果、当該傷病 2 と判断し、同月に 2 回の柔道整復の施術を行っている。

保険者は、請求人が平成〇年〇月に d 病院において、奇静脈陳旧性リンパ節炎、胸部異常陰影及び肺癌の疑いの傷病名が付けられていること、また、請求人が過去において頸部・肩部への柔道整復の施術を繰り返し受けていることなどを理由に、当該傷病 2 は過去の負傷によるものであると判断している。

左肩関節に関しては変形性関節症で水腫が溜まったとの記載もなく、変形性肩関節症に罹患していたとの資料もないので、関節内の滑膜が肥厚していたとは考えられない。また、肩関節は人体の関節の中で最も可動域の大きい関節であり、鉄棒や格闘技あるいは不慮の事故や故意の外力が加わらない限り、掃除等の日常生活における通常の動作で捻挫することはまずあり得ない関節である。さらに、提出されている診療報酬明細書にも肩関節捻挫や請求人の年齢に好発する肩関節周囲炎等の既往がないこと、A 柔道整復師が、2～3 日前から違和感と痛みがあったことを認めていること等を考慮すると、傷病名は当該傷病 2 とされてはいるものの、その判断には疑問があるといわざるを得ない。

そうすると、当該傷病 2 と判断された請求人の肩の痛みは、非外傷性の肩関節痛であったと考えるのが相当である。

以上によれば、当該傷病 2 は、急性又は亜急性の外傷性によるものではないと考えられ、柔道整復術療養費の請求要件を満たしていないとして、請求期間 C の施術について、療養費を支給しないとする処分 C は、関係法令及び本件通知に照らして妥当であると認め

られる。

- 3 以上によると、請求人には、請求期間 A 及び請求期間 B において当該傷病 1 に対して行われた柔道整復の施術については、療養費を支給しなければならず、これと異なる処分 A 及び処分 B は相当でないので取り消すこととする。しかし、請求期間 C において当該傷病 2 に対して行われた柔道整復の施術について、療養費を支給しないとした処分は妥当であるので、これを取り消すべき理由は認められない。よって、主文のとおり、裁決する。